

## 自閉症の判定基準

### 高機能広汎性発達障害と関連してー

東京学芸大学 太田昌孝

われわれは、自閉症の判定基準の作成についての研究を行ってきた。この研究の基本目標は、見えない病といわれている様に実際に分かりにくい自閉症について、知能の高低や年齢に関わり無く、全ての自閉症児者をカバーする、適切な判定基準を作ることにある。判定基準を作成することにより、全ての自閉症児者の生活と社会参加の向上に寄与できることを目指すものである。この判定基準が行政に反映され、高機能自閉症児者の不利の是正を含め、自閉症児者が障害に見合った適切な福祉的施策を受けられることを期待するものである。それとともに、自閉症児者の教育的、医療的施策あるいは就労・雇用施策などにも反映でき、総合的な支援や施策のための判定基準とすることも含まれている。結果として自閉症の鑑別診断をする基準となることも射程に入れている。こでの自閉症の範囲は、ICD-10 あるいは DSM-IV における広汎性発達障害を指す。自閉症圏障害もまた同意語とみなす。また、自閉、自閉傾向という用語で括られる障害も含んで良いとした。

ここでは、まず、第1に現在使用している判定基準 3.2 版についての概略を述べる。第2に平成11年度に作成した自閉症判定基準案 3.0 版を用いておこなった、より広い範囲の専門家、臨床家などに意見を聞くために行ったアンケート調査を紹介する。第3には、高機能自閉症圏障害者について、自閉症判定基準 3.2 版における福祉的処遇上の妥当性の検討について述べる。

## 参考文献

1. 太田昌孝 自閉症の判定基準案 心を開く pp20-27, No28, 2000
2. 太田昌孝、永井洋子、金生由紀子、鏡直子、佐々木敏宏、飯田順三、清水直治 自閉症判定基準の洗練化とフィールド調査に関する研究 厚生科学研究 自閉症児・者の不適応行動評価と療育指導に関する研究 平成12年度報告書 主任研究者 江草安彦 pp120-165 2001
3. 太田昌孝 自閉症協会における厚生科学研究 -とりわけ自閉症の判定基準について- 発達の遅れと教育 1 (No533) 58-59 2002

## 資料

1. 自閉症判定基準案 3.2 版の構成  
(1)解説編、(2)判定指針編、(3)評価票、(4)補助評価票 改訂行動質問紙  
(5)補助評価指針 機能の全体的評定 (GAF/CGAS) 太田ステージ評価 知的障害(愛の手帳)判定基準表

## 2. 評価票

(表-1) 自閉症の判定基準の段階分け (3.2版)

<b>症状重症度(S)</b>					
各項目	0:なし	1:少しある	2:ある	3:著明にある	4:最重度
概括的評価	0:なし	1:軽度	2:中度	3:重度	4:最重度
概括的評価指針	症状はないか、あっても適応に影響していない	症状はあまり目立たず、領域(家庭・学校・仲間関係・地域・職場等)での影響は比較的少ない	症状が少し目立ち、一つ又は複数の領域に明らかな影響を与えている	症状が目立ち、複数の領域に重大な影響を与えている	症状が非常に目立ち、日常生活が困難である
<b>生活制限の程度(L)</b>					
各項目	0:問題なし	1:少しの援助	2:かなりの援助	3:常時の援助	4:ほとんどできない
概括的評価	0:問題なし	1:少しの援助	2:かなりの援助	3:常時の援助	4:ほとんどできない
概括的評価指針	日常生活及び/又は社会生活については援助の必要はない	日常生活及び/又は社会生活はいくらかの制限を受け、少しの援助が必要である	日常生活及び/又は社会生活に相当の制限を受けており、かなりの援助を必要とする	日常生活及び/又は社会生活に著しい制限を受けており、常時の援助を必要とする	身のまわりのことはほとんどできない
<b>知能の構造的障害の程度(I)</b>					
知能発達の遅滞の程度 IQでの目安	0:正常 85以上	1:境界 84~70	2:軽度遅滞 69~50	3:中度遅滞 49~35	4:重度ないし最重度遅滞 34以下
知能の不均衡さの程度	0:なし	1:境界	2:少しある	3:ある	4:著明にある
島状の高い能力	0:なし	1:少しある	2:やや高い	3:高い	4:極めて高い
概括的評価	0:なし	1:わずかな障害	2:軽度の障害	3:中度の障害	4:重度の障害
<b>総合判定(TS)</b>					
	0:なし	I:軽度	II:中度	III:重度	IV:最重度

表-2

## 自閉症の症状重症度判定指針 (3.1版) Severity of Symptoms

	項目	18歳未満	18歳以上
	判定の際の留意点	著明にあるとする場合の目安。但し学童期以上でこの基準が適切でない場合には18歳以上の基準で判定する。	著明にあるとする場合の目安。18歳未満の目安を満たせば、それは著明と評価される。
S1	対人関係の相互性の障害	人への反応が乏しかったり、人を避けたりする。人と視線を合わせなかったり、表情や身振りが乏しかったり、あるいはそれらを適切に使わなかったりする。情緒的な交流ができにくく、人との共感が欠けたり、相手の気持ちにそぐわない振る舞いをしたりする。	社会に見合った行動がとれない。他人と情緒的なふれあいが乏しい。友達はほとんど居なく、孤立している。反対に、人への関心が増してくることがあるが、誰にでも一方的な態度をとり、奇妙であったり、尊大であったりして、回りが辟易しても意に介さないなど、適切な関係が持てない。
S2	言葉などによるコミュニケーションの障害	言葉がない。言葉の理解が全くない。オーム返しが目立つ。身振りの使用などが無い。ごっこ遊びに欠ける。	コミュニケーションの相互性に欠け、会話を維持できない。常同的反復的言語の使用。独語が非常に多い。
S3	興味や関心の狭さや同じ活動の繰り返し	常同行動が非常に目立つ。玩具などに関心が乏しかったり、その機能に沿った遊びをしない。	社会的興味と関心の狭さと特定な物に対する異常な興味が非常に目立つ。
S4	感覚の異常(過敏と鈍感を含む)	音や声に無関心であることが多いが、逆に異常な過敏さを示すこともある。視覚刺激、痛みや寒さ、触られること、味やにおいにも強い異常を示す。極度な偏食や異食がある。	重篤なけがをしてもほとんど痛がらなかったりする。あるいは逆に些細な傷でも大騒ぎをする。

S5	奇妙な考えとそれに伴う行動障害	配列や順序などへの異常なこだわりなどの強迫様症状が著明にある。それが乱されると強い不快感を示したり、興奮したりする。相手に自分のパターンを強要する。	内面的世界についての表現が可能になり、強迫観念や奇妙な独特な思考が認められる。あわせて、繰り返し行動などの強迫症状、衝動性、注意の障害などの強さも考慮に入れる。
S6	行為と運動の障害	他人の模倣ができない。手の甲を相手に向けたバイバイを頻発する。著しく多動であり、落ち着かず、高いところにとったりして、危険をかえりみない。あることが器用であっても、別な手先などの課題を遂行するときに著しい困難があれば不器用と言うことができる。通常は四肢の中樞性麻痺などは認めない。	ほとんど座っていらなかったり、座っていても常に身体を動かしている。重度の不器用(道具をその用途に応じてうまく使えないことも含む)、頻繁にみられる部分模倣、重度な失行(例えば、着衣など混乱してできなかったり絵が全く描けなかったりすることも含む)
S7	不安と気分の不安定さ	表情を含めて行動的に見て、明らかかな不安。状況による気分の著明な変わり易さ。気分の激しい周期的な変わり易さ。	知能発達の遅滞が少なかったり、無かった場合には、不安や抑うつなどの感情を表現することが可能になるので、心的内界に注目した評価の要がある。
S8	パニック(極度なかんしゃく発作)および攻撃行動	焦燥や興奮、自傷、他害及び破壊行動が非常に目立つ。強度行動障害の1,2,4を参照して判断する。1.ひどい自傷(肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをした)、つめをはぐなど) 2.つよい他傷(噛つき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手がけがをしかねないような行動など) 4. 激しいものの壊し(ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果、危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど)	同左
S9	知的発達障害以外の合併する精神障害の程度	合併する障害そのものの重症度を評価する。てんかん、睡眠障害、多動、衝動性などの医学的ケアの必要な症状もここに含めて評価する。	注)この項目は重度(場合によっては中度)になるとむしろこの障害を主診断と判定するのが妥当な場合もある。
SG	概括的症狀重症度	概括的症狀重症度を1から9までを参考にして評価する。	

(図-1) 総合判定のための概念図 ( 3.2版 )

1. 第1の操作 (イ.× 口.)

イ. 概括的症状重症度

0:なし						A
1:軽度				○		B*)
2:中度						C
3:重度						D
4:最重度						E
	4:ほとんどできない	3:常時の援助	2:かなりの援助	1:少しの援助	0:問題なし	

口. 概括的生活制限の程度

2. 第2の操作 [(イ.× 口.)× 八.] 総合判定の程度

イ.× 口.

						総合判定の程度	
A						0	軽い
B						I	
C						II	
D						III	
E						IV	重い
	4:重度の障害	3:中度の障害	2:軽度の障害	1:わずかの障害	0:なし		

八. 概括的知能の構造的障害の程度

総合判定の程度=

症状重症度 生活制限の程度 知能の構造的障害の程度

注 \*) 白抜きの の枱がCからBに変更された